附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者の雇用の促進等に関する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第一項の規定により令和三年二月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乗じる基準雇用率については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○厚生労働省令第百七十二号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十九条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令を次のように定める。

令和二年十月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令

（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める者）

第一条　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「準用感染症法」という。）第十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　六十五歳以上の者

二　呼吸器疾患を有する者

三　前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者

四　臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者

五　妊婦

六　現に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

七　前号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者

八　前各号に掲げる者のほか、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第二条　準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること

二　指定された期間、指定された場所から外出しないこと

三　前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

附　則

この省令は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百十号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百七十三号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合においては、同令第三条第二号中「結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としない」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の疑似症の患者について入院を要しない」と、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合においては、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）と、同条第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、